

# 令和6年度における検討方針・課題 (案)

1. 令和6年度における検討課題等 (案)
2. 令和6年度における見直し品目等

令和5年12月13日

# 1. 令和6年度における検討課題等（案）

## 1.1 重点検討品目・重点検討事項について

- ① プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品等に係る検討
- ② マスバランス方式を用いたプラスチック使用製品に係る検討
- ③ カーボンフットプリント等に係る取組の促進
- ④ 2段階の判断の基準等の更なる活用方策に係る検討

## 1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

- ① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充
- ② モノの調達からサービスの調達へ

## 1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

- ① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応
- ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

## 1.1 重点検討品目・重点検討事項について

### ① プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討

- 今後順次、プラスチック使用製品設計指針に基づき製品分野ごとの設計認定基準が策定され、特に優れたプラスチック使用製品が設計認定されることから、プラスチック資源循環促進法第10条及び基本的な方針に基づき、グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、認定プラスチック使用製品の調達に関する配慮のあり方について検討する必要がある。
- 「令和5年度プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置し、令和6年2月、3月に2回程度開催予定。

【議題】 認定プラスチック使用製品に関連する特定調達品目における判断の基準等の検討  
令和6年度以降の認定プラスチック使用製品の調達に関する検討の進め方

【事務局】 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課、  
環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、環境省業務請負者

- 令和5年度の専門委員会における検討結果を踏まえて、令和6年度以降の専門委員会開催を含めて今後の対応方針を検討する。

### ② マスバランス方式を用いたプラスチック使用製品に係る検討

- マスバランス方式を用いてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック使用製品の取扱いについては、「令和5年度マスバランス方式を用いたプラスチックに関する検討会」の検討内容や今後策定される製品分野ごとの設計認定基準等を踏まえて継続的に検討する。

## プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス

### プラスチック使用製品設計指針

令和4年1月19日告示

業界団体等

製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

### 製品分野ごとの設計認定基準の策定

設計認定を受けるに当たって適合すべき事項の検討

業界団体、経済産業省  
事業所管省庁

「設計認定基準WG」での設計認定基準の策定

経済産業省  
事業所管省庁

### プラスチック使用製品の設計認定

プラスチック使用製品の申請

プラスチック使用製品製造事業者等

審査・設計認定（認定プラスチック使用製品への認定番号付与等）

経済産業省  
事業所管省庁

プラスチック資源循環促進法  
第十条第一項

### グリーン購入法基本方針の改正

### 特定調達品目検討会

認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会

## 1.1 重点検討品目・重点検討事項について

### ③ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

#### ➔ 判断の基準又は配慮事項としての設定

- 本年度に引き続き、カーボンフットプリントを算定した製品等について対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
  - 令和6年度の見直し品目をはじめ、既にカーボンフットプリントを算定した製品等又はカーボンオフセットされた製品等が存在する品目への拡大
- 対象品目の拡大に向けた検討
  - 業界団体等への依頼、提案募集を含めた情報収集等
  - カーボンフットプリントの算定、更にはカーボン・オフセットされた製品等の上市を促すため、調達に当たってのグリーン購入法における要件の整理等

#### ➔ カーボンフットプリントガイドラインを踏まえた対応

- サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、「カーボンフットプリントガイドライン（令和5年5月）」を踏まえた対応の検討
  - ガイドラインに整合したカーボンフットプリントの算定及び検証等の判断の基準等への反映方法の検討
  - PCR等の製品別算定ルールが策定された場合の対応等の検討

#### ➔ GX推進戦略を踏まえた対応

- カーボンフットプリント等の排出量の見える化を含めた需要創出策の検討
  - グリーン製品の市場拡大・イノベーション促進、官民のグリーン製品の調達拡大に向けたカーボンフットプリント、環境ラベルの活用等の推進方策の検討

## 1.1 重点検討品目・重点検討事項について

### ④ 2段階の判断の基準（基準値1, 2）等の更なる活用方策に係る検討

- ➔ 基準値1, 2の趣旨を踏まえながら社会情勢・関連施策等への着実な対応
  - 更なる環境負荷低減が見込まれる製品・サービスへの対応
    - GXの進捗に伴い、新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる製品等（グリーンスチール/ケミカル等）の需要拡大が課題となってきた。
    - グリーン購入法の判断の基準の運用に当たっては、2段階の判断の基準を設けて、より高い環境性能へのレベルアップを推進してきたところであり、こうした**先端的な製品・サービスをまず基準値1に適切に位置づけ、又は配慮事項も活用する**ことで、公共調達分野でも需要拡大に寄与できるのではないか。
    - このため、以下の運用を図ることとしてはどうか。
      - より高い環境性能として国等の機関が推奨する製品等に関する情報収集
      - 新たな環境物品等の開発に積極的に取り組む事業者等からの提案を喚起
    - 後述1.2の「より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応」及び1.3の「国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応」とも連携

**基本方針に具体的に位置づけられるかは特定調達品目検討会で判断**  
**（内容に応じて懇談会形式で個別確認の可能性もあり）**

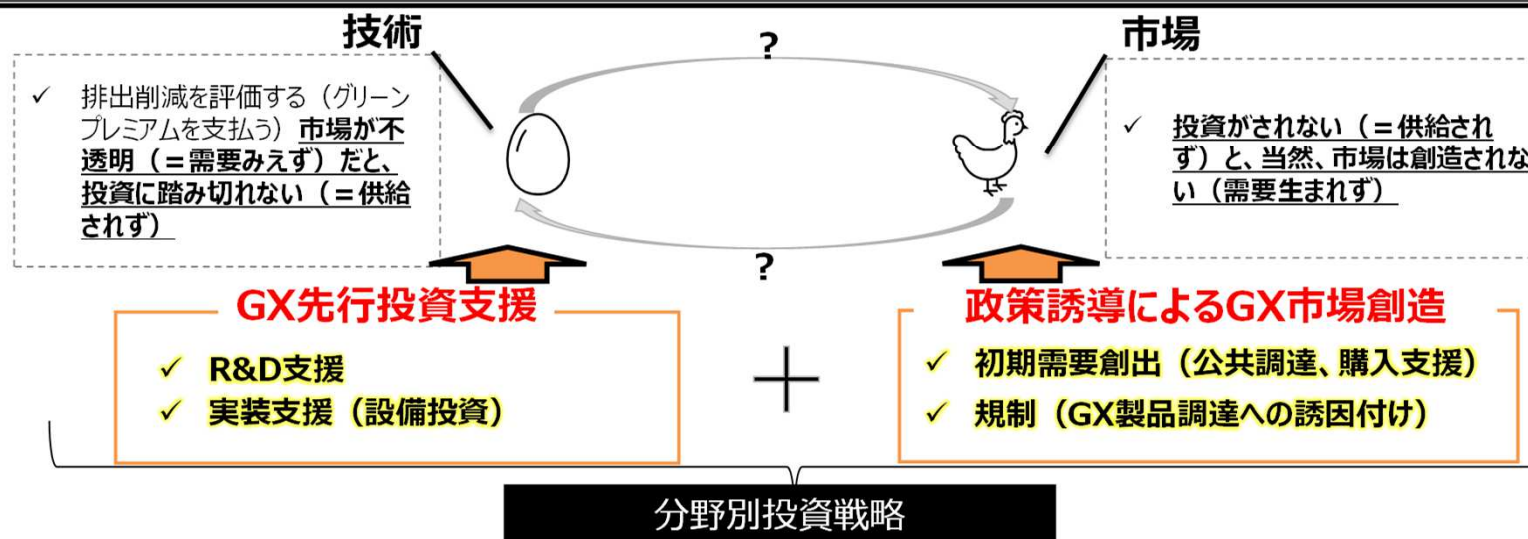
- 上記を踏まえた対応として、必要に応じて基本方針及び「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」「特定調達品目の見直し等に関する方針」への適切な反映

○経済産業省において「産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会」を開催。GXによる新たな付加価値（GX価値）を評価し、適切に選好する市場の創出に関する検討を実施。

## 産業のGX実現に向けた「分野別投資戦略」の狙い

第7回GX推進会議  
資料1 抜粋

- 今後も日本経済の成長を支える上で、ものづくり産業は不可欠な存在。世界でGXが進む上では、成長するGX市場に対応できるGXサプライチェーンを早急に立ち上げるとともに、新たなGX分野での市場創造を行う必要がある。
  - その際、特にCO2排出削減でも大きなカギを握る鉄や化学等の素材分野においては、
    - ・GX製品（グリーンスチール/ケミカル等）を生み出す新たなサプライチェーンには、製造プロセスの革新が必要。それには大規模な研究開発・設備投資が必要で、製品のコストアップにつながる
    - ・コストアップするGX製品でも素材の性能は変わらないため、評価する市場がないと、販売見通しが立たず投資に踏み切れない  
→ 『ニワトリとタマゴ』の関係（供給がないと、需要は生まれませんが、需要が見えないと、供給はされない）
  - また、使用段階の排出削減に寄与する産業においても、世界市場獲得と排出削減の両立に向け、投資を進めていくことが必要。
  - そのため、先行投資の支援策と、市場を作るための「規制/制度」とを一体的に講じ、需要と供給の好循環を生み出す。
- ➔ 分野別の投資戦略の狙い
- 当該戦略分野の内、排出削減と産業競争力強化双方に大胆な投資計画を迅速に展開する先行企業群に対し、投資促進策を重点化し、日本全体のGXを牽引。



# 【参考】判断の基準及び配慮事項の記載及び定義

- 特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるもの
- 環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事項において複数の基準値を設定する
- 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定する

判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項



# 【参考】プレミアム基準の考え方（2段階の基準）



- 環境配慮に先駆的に取り組む組織等による**市場の牽引・イノベーションの促進**を図るリーダーシップ的な基準 **【調達側】**
- 物品等の製造・提供事業者にとって**環境配慮の先進性を訴求・差別化**するための開発目標となり得る基準 **【供給側】**
- 将来的（2,3年ないし5年程度を目途）に特定調達品目に係る**判断の基準等**として位置づけられる可能性のある基準 **【インセンティブ】**

## 1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

### ① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充

- ➔ 温室効果ガスの削減につながる品目、カーボンニュートラルを見据えた品目に係る検討
  - 再生可能エネルギー等の導入拡大に貢献する品目の検討
    - 例えば「定置用蓄電システム」について令和6年度において更なる検討を実施
  - 実用段階にある脱炭素製品等の率先調達に向けた検討
- ➔ 2段階の判断の基準の設定に係る検討
  - 令和6年度の見直し品目を中心に、温室効果ガス排出削減効果を踏まえ2段階の判断の基準を設定※する品目を選定
    - 主にエネルギー使用品目について設定可能性及び設定する場合の基準値を検討
      - ※ 前述1.1③の「特定調達品目の見直し等に関する方針の検討」を踏まえた対応

### ② モノの調達からサービスの調達へ

- ➔ 物品の役務（サービス）への移行（物品との併用）
  - 役務（サービス）として調達する品目等の整理・検討
  - メンテナンスを含むリース、レンタル契約の割合が高い品目、シェアリングが可能な品目、リペアサービス等について調達が少ない場合にあって可能性を含め検討
- ➔ 情報化の進展に伴うサービス等
  - 特にICT関連のサービスに係る品目の検討（サーバやDB等の外部委託等）
    - 例えば「クラウドサービス」について令和6年度において更なる検討を実施

## 定置用蓄電システム

### ① 背景等

政府実行計画において再生可能エネルギーの最大限の活用が求められており、政府が保有する建築物及び土地について「2030年度には**設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す**<sup>注1注2</sup>」こととされている。また、併せて**蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用**<sup>注2</sup>が掲げられ、「**太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する**」こととされている。

注1：「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」において、政府実行計画等に基づき、**公共部門が率先して実行することで6.0GW分の導入**が見込まれている

注2：太陽光発電システム、太陽熱利用システム及び燃料電池は特定調達品目

### ② 対象範囲

➤ **定置用LIB蓄電システム（公共・産業用）を対象** 【蓄電池部、電力変動装置等で構成】

種類	設置区分	用途	内容
定置用	需要側	家庭用	戸建向け・集合住宅向けの系統連携タイプの蓄電システム
		公共・産業用	公共施設、産業施設、商業施設に併設される電力貯蔵システム
	系統用		電力系統や再生可能エネルギー発電所などに接続する蓄電システム
車載用			電気自動車、ハイブリッド自動車等に搭載される蓄電池
小型機器用(民生用)			PCやスマートフォンなど小型電気機器に搭載される蓄電池

### ③ 判断の基準等に係る検討事項例

- 電池の性能（JIS C 8715など）、サイクル耐久性、定格出力可能時間、保証期間（メーカー保証、性能年数）、使用後の回収・リサイクル、定量的環境情報（CFP）の算定・開示 等

## クラウドサービス①

### ① 背景等

近年、クラウドサービスは急速に進展しており、政府においても、情報システムを整備する場合は、クラウドサービスの利用を第一候補とする「**クラウド・バイ・デフォルト原則**」により検討する<sup>注1</sup>こととされ、各府省庁において、クラウドサービスの利用が一層進むことが見込まれる。

また、クラウドサービスを提供する事業者のデータセンター<sup>注2</sup>における省エネルギー及び温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷の低減に向けた取組を推進することも極めて重要である。

注1：「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月閣議決定）」においても示されているところ

注2：GX推進戦略において「データセンターについては、今後、省エネ法のベンチマーク制度の対象の拡充等により、省エネ効率の高い情報処理環境の拡大を目指す」こととされているところ

### ② 対象範囲

#### ➡ クラウドサービス（**IaaS、PaaS、SaaS**）を対象

IaaS Infrastructure as a Service	システム構築等に必要なサーバーリソース(CPU、メモリ、ストレージ等)やネットワークをWebブラウザ等を利用したインターネット経由で提供
PaaS Platform as a Service	IaaSに加え、アプリケーション開発に必要な環境(サーバーリソース、OS、ミドルウェア等)の調達及び利用を、Webブラウザ等を利用したインターネット経由で提供
SaaS Software as a Service	本来であれば、サーバーやパソコンにインストールして利用することが必要なソフトウェアを、Webブラウザ等を利用したインターネット経由で提供

### ③ 判断の基準等に係る検討事項例

- クラウドサービス提供事業者のデータセンターにおける機器の省エネ、再エネの活用、エネルギー管理、冷却システム、定量的環境情報（CFP）の算定・開示 等
- クラウドサービスの運用事業者の環境配慮の取組

## クラウドサービス②

### ④ 省エネ法のベンチマーク指標

- 従来のオンプレミス型からクラウド型への移行による省エネルギー、温室効果ガス排出削減等が期待
- 将来的には省エネ法のデータセンター業におけるベンチマーク制度（令和4年4月施行）の活用

#### データセンター業におけるベンチマーク指標及び目指すべき水準（2030年度）

- データセンター業におけるベンチマーク指標及び目指すべき水準は以下の通りです。
  - **ベンチマーク指標**： **PUE**（Power Usage Effectiveness）  
 = データセンター施設全体のエネルギー使用量 ÷ IT機器のエネルギー使用量  
 ※ 1年間の積算値
  - **目指すべき水準**： **1.4以下**

<省エネ法 告示 工場等判断基準 別表第5（抜粋）>

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
16	データセンター業（データの処理を目的とした、データセンター（コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業）	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	<b>1.4以下</b>

資料：資源エネルギー庁「データセンター業のベンチマーク制度の概要」

## 1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

### ① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

- ➔ 国等の調達に限らない対象品目・基準等の可能性の検討、情報提供等
  - 国等以外の主体による調達の多い品目を追加する等の方策の検討
    - 前述1.1③の「特定調達品目の見直し等に関する方針」の検討と連携
  - 地方公共団体の要望の聴取（役務の検討に係る調査も併せて実施）、地域の特性に応じた品目等の採用に向けた検討
  - 地方公共団体における優良事例・ベストプラクティスに係る情報提供、例えば地産地消を推し進めるための品目・基準等の設定の考え方の提示等
- ➔ グリーン購入導入キットの普及促進・継続的活動の推進等
  - グリーン購入未実施の地方公共団体向けの「導入キット」のトライアル等
    - ホームページ等における公表、都道府県・市町村への紹介及び協力依頼、全国説明会の活用等

### ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

- ➔ 環境物品等の選択容易性の向上
  - 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記
    - 令和2年度3品目、令和3年度88品目、令和4年度15品目、令和5年度2品目
  - 令和6年度においてはプリンタ等、携帯電話などの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討

## 2. 令和6年度における見直し品目等

## 2. 令和6年度における見直し品目等

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施。なお、同方針が見直された場合は見直し内容を踏まえ、適切に対応
- 令和6年度の見直し対象品目（定期見直し品目及び継続検討品目）は下表の**11分野108品目**（文具類を含む）

分野	品目
文具類	全85品目（継続検討品目である紙製文具を含む）
画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池
移動電話	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	電子レンジ
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器
エアコンディショナー等	ストーブ
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
インテリア・寝具寝具	金属製ブラインド
役務	省エネルギー診断、印刷、印刷機能等提供業務
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

注：自動車6品目については本年度の検討において令和6年度以降の燃費基準値の強化の方向を定めたところであり、令和6年度において強化の可否を確認の上、適切に対応



- 平成30年度のプレミアム基準専門委員会において「グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討」の結果として、以下の環境政策における**3つの課題**と解決に向けた**2つの論点**を提示

## 環境政策における3つの課題

- 1. SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた対応**
  - 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組への寄与
- 2. パリ協定を踏まえた気候変動対策に向けた対応**
  - 2050年カーボンニュートラル、2030年度中期削減目標の達成を見据えた気候変動対策・脱炭素社会の構築に向けた取組への寄与
- 3. 循環型社会の形成に向けた対応**
  - 資源生産性の向上、天然資源の持続可能な管理及び効率的利用を通じた循環型社会の形成に向けた取組への寄与

## 課題解決に向けた2つの論点

- 1. より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点**
- 2. 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点**

## あり方検討における2つの論点に関する対応について

